様式第1号 年 月 日

和歌山県労働委員会会長 様

代理人による申立てはできません。

申立人

団体名(又は氏名) 代表者 職氏名

正確に記載してください。

不当労働行為救済申立書

当事者の表示

申立人 Ŧ

住所 (所在地)

氏名又は団体名 代表者職氏名

電話番号

ファックス番号

被申立人

〒

住所 (所在地)

氏名又は団体名

代表者職氏名 電話番号

ファックス番号

電話番号及びファックス番号は、連絡の 取れる番号を記載してください。

> 後述の「申立てチェックシート」を御参 照の上、労働組合法第7条第何号につい ての申立てか分かるよう記載してくださ

労働組合法第7条 (第一号、第一号、第一号) 違反について、労働委員会規則第 32条により、次のとおり申し立てます。

- 第1 請求する救済の内容◆
 - 1 被申立人は、〇〇〇しなければならない。
 - 2 被申立人は、〇〇〇してはならない。

との命令を求める。

複数項目ある場合は、箇条書きし、最後 に、「との命令を求める。」と記載して ください。

不当労働行為を排除・是正するために、 労働委員会から被申立人に対して、どの ような行為を行わせて(又は禁止して)も らいたいかを、具体的に記載してくださ L10

※ 後述の「各号別の請求する救済の内 容の文例」を御参照ください。

審査は、ここに記載された不当労働行為の事実の存否や態様を明らかにするため に行われます。

第2 不当労働行為を構成する具体的事実

1 当事者

組合結成年月日、組合員数、上部団体への加入等

(1) 申立人

申立人●●●労働組合は、●●●市●●に主たる事務所を有し、●●年●● 月●●日被申立人●●●株式会社の従業員●●名をもって結成された労働組合 で、●●年●●月●●日現在、組合員は●●名である。

(2) 被申立人 ● 事業内容、事業所の設置状況、従業員数、資本金等 被申立人 ● ● 株式会社は、 ● ● 年 ● 月 ● ● 日設立され、 ● ● 市 ● ● に

本社を置き、●●●市に●●支店を有する、●●●を業とする会社である。●●●年●●月●●日現在、資本金は●●●円、従業員数は●●●名である。

2 本件不当労働行為に係る具体的事実 (1)

(2)

いつ、どこで、誰が、誰に、どのような問題について、どういう意図で、何をして、どうなったか等、行為の日時、内容等を特定して、できるだけ具体的にかつ簡潔、明確に記載してください。

3 まとめ

以上のように、被申立人が行う●●●●●●は労働組合法第7条第●号に(、 ▲▲▲▲▲は同条第■号及び第◆号に、○○○○○は同条第□号に、それぞれ)該当する不当労働行為である。

第3 立証方法

証拠説明書記載の書証 その他必要に応じて提出する<u>。</u> 又は

追って立証する。

会社のどの行為が、どういう理由で、何 号の不当労働行為に当たるのかを記載し てください。

例1:申立てと同時に提出する場合

※ 書証を提出する際は、併せて証拠説 明書を提出してください。

例2:申立てと同時に提出しない場合

申立てチェックシート

労働組合又は労働者に対して使用者から行われた行為について、労働組合法第7 条第何号に該当すると思われるかを確認してみましょう。

□ 労働組合の組合員であること □ 労働組合に加入又はこれを結成しようとしたこと □ 労働組合の正当な行為をしたこと □ 労働組合に加入しないこと □ 労働組合から脱退すること	□ を理由に解雇された。□ を理由に不利益な取扱いをされた。□ を雇用条件とされた。	⇒ 第7条第1号に該当 すると思われる。
□ 団体交渉	□ を正当な理由がなく拒まれた。※ 誠実な交渉を行わないことを含む。	⇒ 第7条第2号に該当 すると思われる。
□ 労働組合を結成する(した)こと□ 労働組合を運営すること□ 労働組合の運営のための経費のた。	□ を支配された。 □ に介入された。 ※ 組合結成のあからさまな非難 /組合結成の中心人物の解雇又 は配置転換/労働者への脱退又 は加入しないことの勧告ないし 働きかけ/先んじて又は並行し て親睦団体を結成/賃上げ、一時 金、昇給、昇格等についての組合 員全般への差別行為等多岐にわ たる。 支払につき経理上の援助を与えられ	⇒ 第7条第3号に該当 すると思われる。
□ 労働委員会に対し不当労働行 為救済申立てをしたこと □ 中央労働委員会に対し救済命 令等に対する再審査申立てをし たこと □ 上記2種類の申立てに係る調 査、審問又は和解の場合に、証拠 を提示又は発言したこと □ 労働争議の調整をする場合に、 証拠を提示又は発言したこと	□ を理由に解雇された。□ を理由に不利益な取扱いをされた。	⇒ 第7条第4号に該当 すると思われる。

【各号別の「請求する救済の内容」の文例】

|◆労働組合法第7条第1号該当(同条第4号該当)の場合|

被申立人は、申立人組合の執行委員長甲野太郎に対してなした〇〇年〇〇月〇〇日付け解雇を撤回し、同人を原職に復帰させるとともに、解雇の日の翌日から原職に復帰するまでの間の賃金相当額を支払わなければならない。

との命令を求める。

◆労働組合法第7条第2号該当の場合

例 1

被申立人は、申立人が○○年○○月○○日付けで申し入れた○○○に関する団体 交渉について、○○○を理由に拒否してはならない。

との命令を求める。

例 2

被申立人は、申立人が○○年○○月○○日付けで申し入れた○○○に関する団体 交渉について、(○○○○をする等、誠実に)応じなければならない。

との命令を求める。

◆労働組合法第7条第3号該当の場合

被申立人は、申立人組合の申立人に対して、○○○○○等して、組合の運営に支配介入してはならない。

との命令を求める。

◆各号共通(文書手交・掲示を求める場合)

(例1:文書手交の場合)

被申立人は、申立人に対して、下記の文書を速やかに交付しなければならない。

(例2:文書掲示の場合)

被申立人は、 $\triangle \triangle$ (センチ) メートル $\times \triangle \triangle$ (センチ) メートル大の白紙に、下記のとおり楷書で明瞭に墨書きして、被申立人会社〇〇 (事務所等) の従業員の見やすい場所に、□□日間掲載しなければならない。

記

○○○労働組合

執行委員長 甲野 太郎 様

○○○○○株式会社 代表取締役 乙山 一郎

当社が、○○年○○月○○日付けで、貴組合員(役職等)○○○○を解雇した ことは、和歌山県労働委員会において、労働組合法第7条第○号に該当する不当 労働行為であると認定されました。

今後このようなことを繰り返さないようにいたします。 との命令を求める。